

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました！

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を宮古市から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方



令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った家賃が払えない…



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

ご相談先：くらしネットみやこ相談室

宮古市末広町4-9

☎ 65-7046